

フロンガスを使用する家電製品の廃棄処分方法について

フロンガスを使用する家電製品はそのまま処分できません。

家庭用除湿機、冷風機、除湿機能付き空気清浄機、冷水機、製氷機などの製品は、一部の機種において冷媒にフロン類（CFC、HCFC、HFC）が使用されているものがあります。

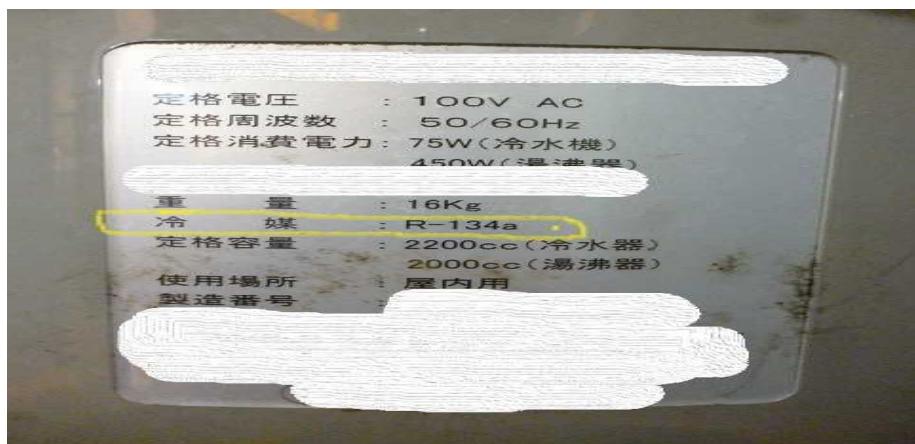
フロン類はオゾン層破壊効果や強力な温室効果を持っています。

フロンガスを使用している機器を処分するには、フロンガス回収業者によるフロンガスの回収が必要になります。

フロンの有無の見分け方

機器の側面又は背面に貼付してある銘柄（機器の名称や形式が書いてあるシール）や取扱説明書の機器仕様等をご確認ください。製造年によっては、フロンガスが使用されていても記載のない機器もありますので、ご注意ください。フロンの有無がどうしても分からぬ場合は、メーカーのホームページで製品情報を検索するか直接メーカーに問い合わせるなどしてください。

（参考例）フロンを使用している機器（製造のラベルに冷媒：R-134a）



- ・冷媒ガス
- ・フロンガス
- ・R12、R-134a、R-22等（Rで始まるもの）
- ・HCFC-22等、CFC-12等と記載されていることが多いです。

処 分 方 法

処分をする場合には、下記のいずれかの方法で処分してください。

1. 製造メーカーか販売店に引き取ってもらう。
2. ごみ処理業者に依頼する。（市内許可業者）

参考：クロダ株 富士吉田市大明見 1-58-1 Tel0555-22-2586

（冷媒の無い上記機器においては、環境美化センターに自己搬入することができます）

※ 尚、エアコンや窓用エアコン、冷蔵庫や冷凍庫は家電リサイクル法の対象商品になりますので、処分方法が異なります。

問合せ
富士吉田市環境美化センター
0555-22-0030